

繊維業界における適正取引に向けた自主行動計画の徹底プラン（第2版）

委員各位

2023年7月10日

2024年7月11日

日本繊維産業連盟
繊維産業流通構造改革推進協議会

中小企業庁より、2023年度に行った下請Gメンのヒアリングの結果、繊維業界では、「取引対価」、「価格交渉」、「短納期発注」、「分割納入」、「支払条件」、「歩引き等」、「検査基準」、「知的財産の保護」について、自主行動計画に記載があるものの、その対応が不十分であることが確認された、との指摘を受けて、自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守を図るため、両団体に所属する団体及び加盟企業においては代表者を中心に以下の事項の徹底に継続して取り組むこととする。

当徹底プランの遂行に向け、各社とも、自社内のみならず取引先に対しても周知を行う。また、各団体における「取引適正化」について議論する委員会において、各事項の実施状況について確認を行う。

1. 取引対価について

1) 指摘事項

- ・合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、自主行動計画で謳われているとおり、取引先上位企業にも働きかけつつ、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定されることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定をおこなわないこと。
- ・定番商品（継続生産品）であっても前回踏襲で加工賃の設定を行わないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・販売価格を設定する際は、労務費、原材料費、エネルギー価格、物流費などのコストも踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決める。
- ・見積もりに基づいて価格の設定を行う。

2. 価格交渉について

1) 指摘事項

- ・定期的な協議の場だけでなく、労務費、原材料費、エネルギー価格、物流費などのコスト上昇があった場合は、十分な協議が行われることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・労務費については、取引先において自助努力で解決すべき部分として、交渉や転嫁自体を拒否すること。
- ・取引先からの提案内容を確認せずに、「他の取引先は言っていない」といった外形的な理由のみで拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注者は経済情勢の大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ、物流費の上昇等に伴う取引対価、その他原材料費をはじめとする取引条件の見直しについては、受注者からの要請の有無にかかわらず、これらの影響を勘案して協議の場を設け、事業者間で十分に協議を行った上で取引対価等を決定する。
- ・人件費や電気代についてフォーマットを作成し、新たに価格交渉の基礎資料とする。

3. 短納期発注について

1) 指摘事項

- ・下請法、下請振興法対象外取引においても、生産に必要なリードタイムを十分に考慮し、追加費用が発生する場合には、発注者が適正に負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・転注等、取引上の優位性を利用するような交渉は行わないこと。

②各社において可能な限り実施すべき事項

- ・発注者は、法定時間以上の残業が発生しないよう生産に必要なリードタイムを考慮するとともに、時間外手当、物流費等の追加コストを勘案するなど受注者と十分に協議を行った上で取引価格を決定する。

4. 分割納入について

1) 指摘事項

- ・発注した物品等を分割して納品させる場合には、仕様等の変更となることから、受注者に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用は発注者が負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合は、受注者の負担になるような行為は行わない。

②各社において可能な限り実施すべき事項

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合は、受注者の負担にならないよう配慮し、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担する。

5. 支払い条件について

1) 指摘事項

- ・下請法及び下請振興法の対象となる取引については、受領後 60 日以内において定める支払期日までに下請代金が支払わることが必要。
- ・下請法及び下請振興法の対象取引について、手形等の支払サイトは 60 日以内。
- ・下請法及び下請振興法対象外の取引についても、支払期日が短縮されることが望ましい。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請法対象外の取引であっても下請法を遵守しない取引は行わない。
- ・支払いサイト 60 日超の手形は発行しない。
- ・下請代金の支払いにおいて受領日から 60 日を超える期日指定現金での支払いは行わない。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・すべての取引において代金の支払いは、受領後 60 日以内とする。
- ・下請法対象外の企業との取引においても、下請法の精神を遵守することとする。
- ・自主行動計画の主旨を理解し、遵守することとする。
- ・2026 年度末の約束手形の利用廃止に向けて、業界団体は加盟企業に対し電子受発注システムの導入に向け継続して取り組む。

6. 歩引きについて

1) 指摘事項

- ・自主行動計画に謳われているとおり、不合理な取引を排除すべく取引先と協議を行った上で、適正に価格を決定することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・歩引き取引(歩引き以外の名称で行われる取引であって歩引きに相当する取引を含む)は、一切行わないこととする。

7. 検査基準

1) 指摘事項について

- ・親事業者は、納品の検査の実施方法等について、あらかじめ下請事業者と協議して定めることが必要。下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、給付をやり直させることはできないことを徹底することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・契約に不良品が生じた場合の責任範囲についても盛り込む。

8. 知的財産の保護について

1) 指摘事項

- ・模倣が容易に行われやすいなど、繊維における取引の特徴を踏まえ、知的財産の取引適正化のため、具体的な取り組みを自主行動計画に定めて遵守していくことが望ましい。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・他社のノウハウを無断で使用することはしない。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注者、受注者に係わらず、自社のノウハウを開示、提供する際は秘密保持契約を締結する。

以 上